

豊田市街地区間の河道掘削・竹林伐開による改修効果

資料

事業目的

矢作川上流部は、河川整備計画対象洪水（平成12年9月洪水（東海（恵南）豪雨））を計画高水位以下で安全に流下させるための河道断面が確保されておらず、洪水時の流下能力が著しく不足しています。

このため、平成27年9月関東・東北豪雨を受け策定した「水防災意識社会 再構築ビジョン」の取組の一環として、河道掘削・竹林伐開を実施します。

この事業により、豊田市街地区間の**高橋地点**においては**約1mの水位低下効果**が期待され治水安全度の向上が図られます。

今回、河道掘削・竹林伐開工事の一環として、**竹林伐開の一部を河川協力団体にご協力を頂いて実施**していきます。

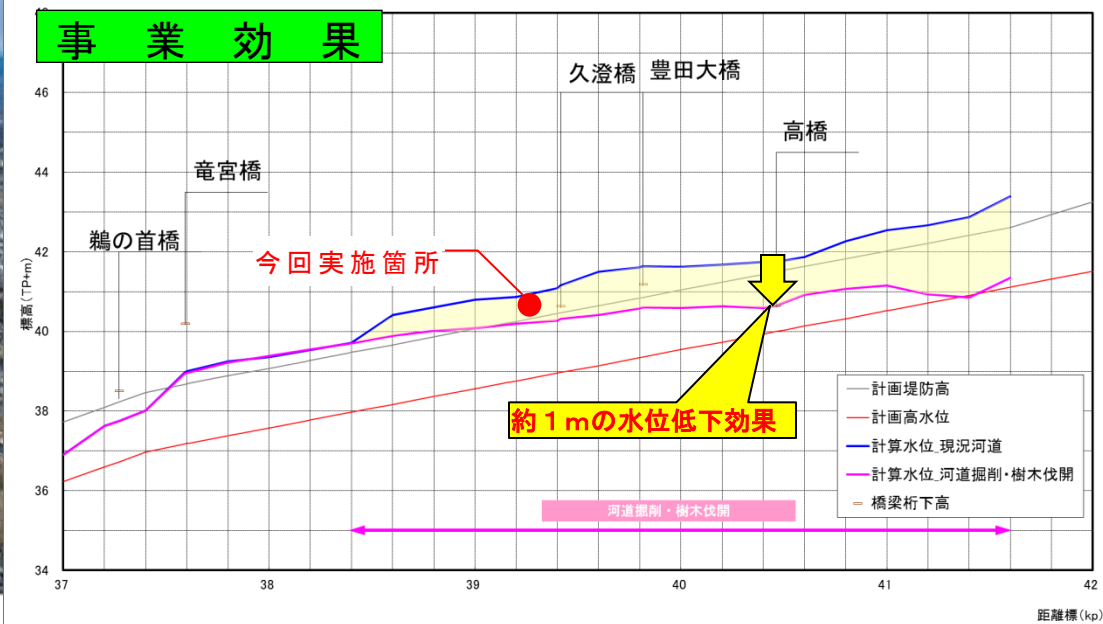
位置図



事業実施予定箇所



事業効果



河川協力団体制度の概要

■河川協力団体制度とは？

- ◆ 河川協力団体制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うNPO等の民間団体を支援するものです。
- ◆ 河川協力団体としての活動を適正かつ確実に行うことができると認められる法人等が対象となり、河川管理者に対して申請を行います。
申請を受けた河川管理者は、適正な審査のうえ、河川協力団体として指定します。



- ◆河川協力団体は、以下のような活動を行います。

①河川管理者に協力して行う河川工事又は河川の維持



河川敷清掃

ビオトープの整備

②河川の管理に関する情報又は資料の収集及び提供



船による監視

シンポジウムの開催

③河川の管理に関する調査研究



外来種調査

鳥類調査

④河川の管理に関する知識の普及及び啓発



マイ防災マップづくり

安全利用講習

⑤上記に附帯する活動

■河川協力団体に指定されると

◆許可等の簡素化

河川協力団体が活動するために必要となる河川法上の許可等※について、河川管理者との協議の成立をもって足りることとなります。

- ※ ・工事等の実施の承認（河川法第20条）
- ・土地の占用の許可（河川法第24条）
- ・土石以外の河川産出物の採取の許可（河川法第25条後段）
- ・工作物の新築等の許可（河川法第26条第1項）
- ・土地の掘削等の許可（河川法第27条第1項）
- ・権利の譲渡の承認（河川法第34条第1項（第24条及び第25条後段の許可に係る部分に限る。））

例) 河川法第24条、第26条の許可が必要



市民団体による看板設置事例（太田川）



市民団体による活動拠点の整備事例（佐波川）

『特定非営利活動法人 矢作川森林塾』は、平成26年3月14日に河川協力団体の指定を受けており、豊田スタジアム付近における10万本に及ぶ竹林の伐採や外来種の駆除等の活動を通じて、矢作川の環境整備に貢献されています。



竹林の伐採の様子



外来種(オオカナダモ)の駆除の様子

流域は一つ・運命共同体、住民と行政の協働による、より良い矢作川を目指して

矢作川アダプト(協働管理)制度のご案内

矢作川の美化や清掃に、自ら進んでご協力していただける市民・企業・団体の方々を募集します。
住民のみならずと国交省とが手を取り合って矢作川きれいにすることで、
もっと愛される河川の環境をつくっていきます。



矢作川アダプトとは……

「アダプト(Adopt)」とは、英語で「養子縁組する」と言った意味です。一般にアダプト制度とは、一定区画の公共の場所を養子にみだて、市民がわが子のように愛情をもって面倒を見(美化・清掃等を行い)、行政がこれを支援する制度です。

矢作川アダプトは、地域の住民(個人や団体)の皆さんが自らの責任において活動し、河川管理者の豊橋河川事務所と協働で矢作川を管理する制度です。

地域住民の皆さんと河川管理者が協働で矢作川の管理(河川の美化・清掃活動や、河川環境保全活動、河川愛護活動等)を行うことで、地域の特徴に合ったより良い矢作川をめざします。

協働管理者は登録制とし、事務所は登録された団体の活動に一定の支援(活動旗の貸与・軍手やゴミ袋の配布等)を行います。

『トヨタボランティアセンター』は、トヨタ自動車株式会社 社会貢献推進部を中心としたボランティア団体です。

矢作川アダプト制度にご登録いただいております、豊田市街地付近の矢作川の環境整備にご活躍いただいております。

矢作川アダプト制度は、平成28年4月1日現在で7団体にご登録いただいております(トヨタボランティアセンターを含む)、矢作川の各所で環境美化にご活躍いただいております。